平成２８年（フ）第４９号
宮城県栗原市一迫柳目新田52番地１
債務者　阿部　邦子
１　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
石川県加賀市深田町イ11番地
債務者　沢田　清美
１　決定年月日時　平成28年６月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３９号
長野県佐久市伴野1500番地５
債務者　臼田　喜孝
１　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第２８１号
千葉県松戸市常盤平２丁目９番地の８　ＳＡＫＵＲＡ　ＡＶＥＮＵＥ203号
債務者　坊村　　修
１　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２８４号
千葉県松戸市稔台８丁目14番地の１　グランデュール102号
債務者　伊藤　隆裕
１　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３００号
千葉県柏市南増尾６丁目３番１号
債務者　岡田　弘美（旧姓古川）
１　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１７号
山口県岩国市元町１丁目９番47―203号
債務者　山田　佳子
１　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第１８号
山口県岩国市周東町下久原1535番地13
債務者　藤中　惠次
１　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第３５号
佐賀県唐津市久里1726番地４
債務者　宮口りつ子
１　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第４１７号
神戸市東灘区北青木３丁目８番６号　白鳥荘３号、従前の住所神戸市東灘区深江北町１丁目６番27号　メゾン芦屋西103号
債務者　船古　由有
１　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４９号
神戸市北区君影町２丁目１番49―105号
債務者　渡邉　義介
１　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３４号
千葉県八街市八街ほ305番地
債務者　鏑木佐智子
１　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１３５号
千葉県八街市八街ほ305番地
債務者　鏑木　正信
１　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６号
和歌山県御坊市湯川町丸山12番地16
債務者　木村　一彦
１　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第６５号
青森県弘前市大字坂本町12番地２
債務者　藪谷　廣治
１　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第６６号
青森県弘前市大字坂本町12番地２
債務者　藪谷　龍馬
１　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第５２号
神奈川県横須賀市森崎３丁目４番Ｈ―25号
債務者　森田紀久江（旧姓中島）
１　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部